

## 令和7年瑞穂町教育委員会第12回定例会 会議録

令和7年12月25日瑞穂町教育委員会第12回定例会が庁舎3階の会議室（3-2）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 日野 元信 君 ・ 2番 白石 渚 君 ・ 3番 村上 豊子 君 ・ 4番 関谷 忠 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 大井 克己 君・教育部長 目黒 克己 君・学校教育課長 大澤 達哉 君・教育指導課長 稲富 泰輝 君  
・教育指導課 統括指導主事 芳井 伸彦 君・社会教育課長 橋本 正志 君・図書館長 友野 裕之 君  
庶務係長（事務局） 栗原 崇行 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第32号 瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

日程第4 報告事項1 瑞穂町自然保護等指針に係る令和6年度の実績調査結果について

開会 午前9時00分

大井教育長 ただいまの出席委員は4名です。定足数に達しておりますので、これより、令和7年瑞穂町教育委員会第12回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により、教育長において、4番、関谷委員を指名いたします。

日程第2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告につきましては、別紙記載のとおりでございます。何か質問はございませんでしょうか。

村上委員 駿河台大学訪問について、どのような形で行われたのか、ご説明いただければと思います。

大井教育長 町と駿河台大学で包括連携協定書を締結しましたが、それによりまして、先方から大学を見に来てくださいとお話がありましたので、町長、副町長と私が伺い、学内の様子を見させていただきました。大学としても、子どもが少なくなっている中で、経営改革に努めているということで、瑞穂町に限らず、近隣では、青梅市や飯能市、入間市とも連携が進んでいるそうです。その中で、学生あるいは教授が近隣の方たちとスポーツですとか、学業ですとか、そのようなことに関して連携を取って、学校の力もつけながら地域に貢献していきたいということでございました。私たちの方でも、子どもの学習、中学校の部活動ですとか、町の産業関係も含めて多岐に渡っての連携ができないか、そのような情報交換をしてきたところです。

村上委員 すでに、そのような取組がほかの自治体でなされているということであれば、瑞穂町でも活発な交流ができれば良いなと思いますので、よろしくをお願いします。

大井教育長 取組にあたっては、教育委員の皆様のご意見もいただきたいと思います。学校が直接連携することもございますので、その際には随時報告をしたいと思います。

ほかに質問ございますか。ないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

次に日程第3、議案第32号、瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

ご説明いたします。議案第32号については、近年の猛暑による児童・生徒の安全対策を優先するため、夏季休業期間及び第1学期、第2学期の期間を変更する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育指導課長が説明します。

教育指導課長

議案第32号については、瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則に定められている、現在、8月24日までとなっている夏季休業期間を8月31日までとし、猛暑に対する子どもの安全管理を優先するために改正いたします。

2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。改正箇所について、ご説明いたします。

第3条では、各学期が定められています。第1学期を、現在、8月24日までのものを8月31日までに改めます。第2学期を、現在、8月25日からのものを9月1日からに改めます。第4条第1項第1号の夏季休業日を、現在の8月24日までを8月31日までに改めます。この改正により、瑞穂町公立学校の夏季休業日、いわゆる夏休み期間は8月31日までとなります。

附則として、この規則は、令和8年4月1日から施行し、同日から適用します。

以上、説明とさせていただきます。

大井教育長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

関谷委員

1週間夏休みが伸びたということで、年間の授業時数の確保などは、どのように工夫されるのか。

教育指導課長

授業時数の確保につきましては、現在、各学期の終わりの頃になりますと、午前中授業となっている部分がございます。その部分を、一部、午後も授業を実施するという形を取ります。また、従来のインフルエンザとか台風等の対応についても、この部分をカバーできるくらいの余裕を持っておりますので、教育水準の変更等なく、この改正に対応できる体制を各校と連携して進めます。

関谷委員

もう1点お伺いします。8月24日までが夏季休業期間だったときには、各学校で、夏休みに集中する提

出物、町やいろいろなところから作文や標語や絵等の募集があったと思うのですが、1週間伸びることによって、学校はおそらく楽になるのかなと思うのですが、一方で、提出されたものの審査等が押し寄せになる心配があるのですが、その辺りのケアはどうされるのか。

教育指導課長　ご指摘の内容については、2点、対応を考えております。1点目は、例としましては、青少年の主張については、審査の実施スケジュールについて社会教育課と連携して、来年度についての対応をするよう図っています。2点目は、各学校の対応でございます。今までは、コンクール作品等を提出していただき、それらを夏季休業期間の最後にチェックをすることができましたが、事前にどの部分をチェックすれば良いのか明確にしたうえで、一週間遅れて実施することになったとしても遺漏なく進めていける体制を、学校と教育指導課で連携して行ってまいります。

日野委員　このことに関しては、学校関係者は十分理解されていることと思うのですが、地域や保護者には、今までこのような形だったものが大きく変更するという部分で、とても驚くのではないかと思います。今後、地域や保護者に伝えるタイムテーブルみたいなものが決まっていれば、お教え願います。

教育指導課長　本日、規則の改正をお認めいただきましたら、迅速に、関係部署と連携します。周知にあたり、一番配慮しなければならないのは、2学期が9月1日からとなったときに、主に小学校低学年のお子さんを持つ保護者の方々にとって学童はどうなるのかといったことがございます。担当課とは連携していますが、正式にどのように周知してよいかを確認し、町のホームページ、広報を使って周知を図ります。また、各校の学校だより等で十分に周知して進めていく考えでございます。こちらについては2月をめどに完了するよう進めてまいります。

日野委員　学童含めて子どもたちが安心して、地域、各家庭で過ごせる環境づくりも表した形で進めていただければありがたいなと思います。

大井教育長　ほかにございますか。ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより議案第32号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第32号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第32号は原案どおり可決されました。

次に日程第4、報告事項1、瑞穂町自然保護等指針に係る令和6年度の実績調査結果についてを議題とします。

教育部長より説明を求めます。

教育部長

報告事項1については、瑞穂町自然保護等指針に係る令和6年度の実績調査結果について報告するものです。

詳細につきましては、図書館長が説明いたします。

図書館長

説明いたします。資料を1枚おめくりください。1の調査経緯ですが、町の在来の自然環境を保全するための対象及び事業を体系的に整理し、事業を推進していくために、瑞穂町自然保護等指針を平成27年度に策定いたしました。各課における個々の施策の年度ごとの進捗管理を図書館文化財担当が取りまとめるもので、令和6年度に実施した施策の実績調査結果がまとまりましたので、今回、報告するものです。

2の調査方法ですが、全課に新たな対象物や、すでに報告があったものについての変更等を調査いたしました。

3の各課・館の施策数ですが、記載のとおり、旧来の自然環境保護施策は計31施策です。次に、都市景観の創造ですが、計92施策です。なお、新規に追加した施策は、環境課の施策名「ボケ」と、建設課の施策名「みどりの募金による記念植樹」2施策、合計3施策がここに含まれております。

4、検証ですが、令和6年度に新たに実施した3施策を掲載しております。また、検証結果をもとに、不良等の指摘事項がある場合には、必要に応じて担当部署に対応を要請し、助言を行います。

1枚おめくりください。管理状況についての検証・助言について報告いたします。前年度にあたる、令和5年度の実績調査と比べて、検証・助言内容の項目に大きな変化はありませんが、主なものをご説明いたします。2つめの項目になりますが、外来生物の駆除です。以前から、条件付特定外来生物に指定されたミシシippアカミミガメ、アメリカザリガニが多数生息しています。またブルーギルや、西日本にのみ自然分布するカワムツA型や、国道16号線沿いや残堀川河川敷など見られる外来植物などを挙げ、関係機関や地域等と連携しての対応の必要性を挙げております。

ページの一番下の神明神社の欅と、次ページの一番上、浅間神社の檜についてですが、神明神社の欅は樹齢1,000年、浅間神社の檜は樹齢350年と言われております。古来から生息する樹木などは、年月の経過や生育環境により、生育を維持していくことを注意深く見守っていくことが重要であると挙げております。

次のページになります。新規に追加された施策です。先程申し上げました新規3施策を掲載しているものです。ボケは、苗木を埼玉県鳩山町の方から譲り受け、みずほエコパーク内に植栽したものです。建設課のみどりの募金による記念植樹は、南平ひばり公園にミツバツツジ1本、サルスベリ1本、二本木公園にミツバツツジ1本を植栽しました。

次に、削除された施策についてでございます。こちらは、御嶽神社の欅になります。御嶽神社の欅は、台風等の自然災害により、大枝が折れ、樹勢回復も見込めないことから、令和5年12月に伐採、令和6年3月に町指定天然記念物の指定解除を行いました。現在は、伐採により、欅が存在しないことから削除したものです。なお、伐採の際に、切り株の一部を燻蒸処理後に郷土資料館の所蔵庫に保管しております。また、現地には、檜の存在について後世に伝えるため、説明看板を令和7年度に設置しました。

次のページからは、施策の一覧表になります。冒頭でご説明いたしました旧来の自然環境保護施策31施策、都市景観の創造についての92施策をまとめたものになっております。説明は省略させていただきます

ので、恐れ入りますが、後ほどご確認いただきたく存じます。

以上で、報告事項1の説明を終わります。

大井教育長  
関谷委員

以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

神明神社の櫓、浅間神社の檜ですが、神社の敷地内にある植物の管理を図書館でやっているということなのですが、どこまで教育委員会の範囲なのか分からないのですが、例えば、神輿や山車などの修復に教育委員会も関わっていたと記憶するのですが、箱根ヶ崎に昔からある浅間神社の社やその周辺がもう何十年も荒れた状態のままです。7月1日の富士山の山開きの日が祭礼の日になっていて、昔は人々が盛んに行き来する祭りがあったのですが、今行ってみると、得体の知れない動物が住んでいるような社になってしまっていて、それを誰がいつ手を入れてくれるのかというところで、神社側なのか、教育委員会が声を掛けるのか、その辺りを知りたいと思います。

図書館長

図書館では、文化財保護の観点から、文化財担当が旧来の神社であったり、お神輿であったり、そういったものを調査等しております。本来、お神輿、山車については、町でも補助金がございますので、地域の方々からご相談を受けて、該当するようであれば、修理等の補助、支援を行っているところです。神社につきましても、敷地等につきましては図書館でも定期的に確認を行っているところですが、地域の方々と連携しながら確認、必要に応じて相談を受けながら進めていきたいと思っております。

関谷委員

どこかで声を掛けてやっていかないといけないのではないかと思います。自発的に、こういうのならできるのではないかと自分で設計図を作ったという人もいたのですが、具体化しないで今に至っているということで、誰かが声を掛けないといけない。このまま風化してしまうと、六道山の一部ですから、更地になってしまって、祭りごととか、あるいは信仰心も消えてしまうのではないかと。できれば、郷土を思う気持ちを、子どもたちにも育んでほしいと思うので、ぜひとも具現化してほしいと思います。

図書館長  
村上委員

郷土資料館と連携しながら、進めていきたいと思っております。

外来種の中に記載はなかったのですが、実は今、チュウゴクアミガサハゴロモという、果樹やお茶にたかる虫が大量発生していて、我が家の庭もだいぶ被害に遭いました。先日、農業委員会の方とご一緒する機会

があったのですが、その時に、この虫が非常に増えてきており、農業委員会でも何とか手立てを講じないといけないという話をされていました。農業関係だけでなく、埼玉県では注意報も出ているようですから、隣接する瑞穂町でも注意が必要かなと思います。これによる樹木の被害が今後出ないかどうか、ただ調査するのではなく、このような害虫がこれから増えてくるという予想をもとに見ていただければよいなと思いました。

図書館長 自然保護指針に記載されているもので町の施設内にあるものの管理が主なものとなりますが、委員からお話があったことについて、担当課と連携し、情報収集に努めていきたいと思います。

日野委員 我が家がある東大和の方でもチュウゴクアミガサハゴロモが大量に発生し、気になっていたところでした。スカイホールの大きな楠があったところも、農薬が使えず、伐採して土に埋めるしかないということです。

図書館長 近年、気候が変わったり、本来寒いところが温かくなったり、海外からの人の動き、国内の中でも人の動き、物流がある中で、そこに紛れているような外来生物であったり、本来、いるはずのない生物が移動している状況が見られますので、情報収集に努めてまいりたいと思います。

社会教育課長 スカイホールでは、ナラ枯れを注視しておりまして、剪定するための予算を取っているところですが、事前にできること、消毒等について検討したいと思います。

学校教育課長 学校におきましても、いろいろな植栽がありますので、現場の状況等を確認しながら、対応したいと思います。枝が枯れて、そこが折れた場合、下を通る子どもたちに落下するおそれもありますので、注意しながら進めたいと思います。

教育部長 各課長、館長が申しあげたことに加え、外来生物ということであれば環境課が担当になりますので、庁内で情報を共有して対応していきたいと考えます。

大井教育長 ほかにご質問はよろしいでしょうか。ございませんので、委員にはさようご了承願います。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

これにて令和7年瑞穂町教育委員会第12回定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会 午前9時30分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員